

令和6年度ひたちなか市くらしの便利帳協働発行业務  
プロポーザルに関する質問書の回答について

先般、質問のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

Q1. 実施要項6. 企画提案書等の提出

(3) 提出方法③表紙及び本文等の具体的なデザイン案について、「表題以外の文字面は○等で表すこと」とありますが、文字（「いろは～」等で表してもよいでしょうか。

【回答】可能です。

Q2. 実施要項10. 協定に関する事項(1) 協定の締結  
使用印鑑届の提出は必要となりますか。

【回答】提出の必要はありません。

Q3. 実施要項11. その他の事項(2) 仕様書6. 所有権等

「一切の権利はひたちなか市に帰属する」とありますが、経済産業省の通知に基づき、一部譲渡が不可能なものについては免除していただくことは可能ですか。

【回答】くらしの便利帳は当市のホームページへの掲載を考えていますので、著作権の発生するものを除いた形で、全ページ分のPDF形式データの納入をお願いします。

Q4. 仕様書2. 履行機関

「協定締結の日から令和7年3月31日まで」とありますが、令和7年3月31日までに全世帯への配布を完了するという認識でよろしいでしょうか。

【回答】お見込みのとおりです。

Q 5. 仕様書 4. 業務の内容 (1) 規格③紙質

「上質紙または再生紙等 35 kg相当」とありますが、冊子の軽量化を目的に仕様書と異なる紙質を提案することは可能ですか。

【回答】提案は可能です。最終的に事業者と協議して決定いたします。

Q 6. 仕様書 4. 業務の内容 (5) 校正

「色校正 2回」とありますが、色校正はデジタルコンセンサス（簡易校正）で良いですか。

【回答】良いです。